

国立大学法人東京農工大学職員給与規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学職員給与規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学職員給与規程</p> <p>平成16年4月7日 16経教規程第30号</p> <p>第1条～第37条 省略</p> <p>(期末手当) 第38条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この条及び次条において同じ。）において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、次の表（1）に定める職員にあっては、俸給、俸給の調整額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「役職段階別加算額」という。）（次の表（2）に定める職員（以下「特定幹部職員」という。）にあっては、その額に俸給月額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「管理職加算額」という。）を加算した額）を加算した額を基礎として、6月に支給する場合においては、100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の135を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の115を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表（3）に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表（1）～（3） 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p>	<p>第1条～第37条 省略(現行どおり)</p> <p>(期末手当) 第38条 省略(現行どおり)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この条及び次条において同じ。）において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、次の表（1）に定める職員にあっては、俸給、俸給の調整額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「役職段階別加算額」という。）（次の表（2）に定める職員（以下「特定幹部職員」という。）にあっては、その額に俸給月額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「管理職加算額」という。）を加算した額）を加算した額を基礎として、6月に支給する場合においては、100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表（3）に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表（1）～（3） 省略(現行どおり)</p> <p>3 省略(現行どおり)</p> <p>4 省略(現行どおり)</p> <p>5 省略(現行どおり)</p>	

第39条～第44条 省略 附 則 省略 別表第1～第8 省略	第39条～第44条 省略 (現行どおり) 附 則 省略 (現行どおり) 別表第1～第8 省略 (現行どおり)	
--	--	--

附 則 (23経規程第56号)

この規程は、平成23年12月1日から施行する。